慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 (一九九一年)
Sub Title	A Brief Survey of Reports of the National Council for Crime Prevention of Sweden (BRA)1991
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.4 (1993. 4) ,p.90- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930428-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観

（一九九一年）

坂田　仁

一九九一年中にスウェーデンの犯罪防止委員会から筆者の手元に送付されてきた資料は左記の通りである。犯罪防止委員会及びスベリ教授も含め関係者の方々のご好意に感謝しつつ、以下その大要を紹介したい。[1]

1. Sexualbrott mot barn (av Peter L. Martens), Rapport 1991: 1（児童に対する性犯罪）
2. Rädslan för brott (red. av Gunilla Wiklund), Rapport 1991: 2（犯罪に対する恐れ）
3. Sociala problem, brott och trygghet (av Per-Olof H. Wikström) Rapport 1991: 5（社会問題、犯罪及び平穏）
4. Brottsutvecklingen 1990 (red. av Jan Ahlberg), Rapport 1991: 6（犯罪の趨勢、一九九〇年）
5. Uppföljning av §12-vården i Stockholms län, Del 1-3 (av Jerzy Sarnecki)（ストックホルム州における一二条保護の追跡）

以上のうち5は、昨年ストックホルム大学に短期滞在した際に入手したいずれも謄写版刷りの資料である。

I　児童に対する性犯罪 Rapport 1991: 1, Sexualbrott mot barn (av Peter L. Martens)

本報告書はいわゆる児童虐待[2]に関する一連の調査・研究の一部である。児童虐待に関しては、既に文献研究（rapport 1989: 1）[3]、公式統計の分析（rapport 1986: 12）、行為状況の分析（rapport 1990: 8）、スウェーデン国内の状況の実態調査（rapport

1990: 6, PM 1990: 3）などの報告がなされている。今回の報告は行為者の分析である。

調査は、一九八四年に警察に認知された一五歳未満の者を被害者とするすべての性犯罪の行為者について行われた。対象は、八八六人の被害児童と六八二人の行為者である。このうち五〇八人の特定された被疑者が調査された。

導入部においてまずフィンケルホールの仮説が紹介される。児童への潜在的な性犯罪者は、

一、そのような動機付をもち、
二、その動機の阻止機制を克服し、
三、外部的な阻止状況を克服し、
四、被害児童の反抗を克服し

なければならない。そして、右の動機付は、

一、児童と一緒にいることにより児童と感情的に交流し、
二、児童に性的誘惑を感じ、
三、成人の異性と深い、継続的な関係を発展させることが阻害され、
四、内的な阻止機制が破れ

ることによって強化される。

児童への性愛は精神医学の用語でペドフィリアと表現されるが、これには性的逸脱者によるものと行為の状況に規定されるものの二種が分けられる。これに影響するものは、生物学的要因、成育状況、被害経験による外傷体験、学習の四要因である

第1図　ペドフィリアと性的攻撃の関係

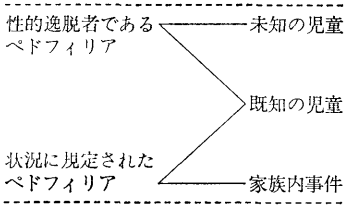

Rapport 1991:1, p.20, Fig.2.

と紹介される。これらによりペドフィリアとしてのアイデンティティーが成立する。かくて、この二種類のペドフィリアと児童への性的攻撃とは第一図の関係に立つ。

以上はいわば仮説の紹介であり、著者は更に実態調査の結果を提示する。

行為者は、父親、既知の成人、未知の成人、少年（二〇歳未満）に四分類された。これが調査対象を構成する（第一表）。

報告書は、以下行為者の特徴について述べている。

性別は九八％が男性で、これはいわば当然のことである。外国人の率は一五％である。少年の場合を除き大多数は婚姻（同棲を含む）関係にある。

▽　父親の場合

初回の行為の際の年齢は平均三七歳である。大多数は職に就き、婚姻関係にある。約三分の一が社会的、心理的、アルコールについて問題を抱えている。その半数は社会福祉委員会から警察に届出されている。多重問題家族である。

▽　既知の成人の場合

第1表　児童に対する性犯罪の状況に対応する届出られた行為者と特定された被害者

性犯罪の状況	届出られた行為者		特定された被害者		特定率(%)
被害児童の父	194	28.4%	194	38.2%	100
既知の成人	123	18.0%	120	23.6%	100
未知の成人	267	39.2%	120	23.6%	45
少　年	98	14.4%	74	14.6%	74
合　計	682	100.0%	508	100.0%	74

Rapport 1991：1, p.23, Tab. 1.

初回の行為の際の年齢は平均四七歳であり、大多数は何らかの職に就いているが、年金生活者も比較的多く、約半数は単身で生活している。このグループは、社会的問題が一番小さい。この半数は被害者の叔父か被害者をよく知っている知人である。

▽　未知の成人の場合

警察が検挙するのが困難であるが、判明した者の年齢は四〇歳と四五歳の間で有職、年金生活者も多い。自宅居住者が三分の一以上である。父親の場合に次いで社会的、心理的、アルコールの各問題が大きい。また警察に知られており、犯罪歴の点での負因が一番大きい。犯罪歴の内容は性犯罪とそれ以外の人身犯罪である。

▽　少年の場合

初回の行為の際の年齢は平均一七歳である。外国人の比率が最大である。両親と同居している者が半数を越すが、単身生活者、施設居住もいる。失業状態にある者が一〇％余、学生が半数である。約四分の一は何らかの問題を社会的、心理的に抱えている。アルコールの問題は比較的小さい。犯罪歴の点では、性犯罪よりも財産犯、交通犯罪の前歴が多い。

以上を著者は三個の問題に分けてまとめている。被疑者の選択過程、少年被疑者の犯罪性、及び、児童に対する性犯罪者の単一犯罪性傾向である。

被疑者の選択過程では「父親」が通常社会福祉委員会からの警察への届出によるため、情報が詳細であり、また、犯罪の内容も重いものになっていて、処理も困難であるが、一方「未知の成人」の場合は、軽度の犯罪が多く、届出は通常両親が行い、誇張されている場合もある。行為者の半数を警察は確認していない。確認された行為者でみると、犯罪歴のある者が多い。警察の検挙は犯罪歴のある者の捜査からなされている。

少年犯罪者の犯罪性では、少年少女の間の性関係はよくあることであり、そこで、許されていることと禁じられていることとの境界が問題になる。暴力をどうみるかが問題である。その

極端なものが強姦とされている。しかし、犯罪歴でみると、性犯罪の前歴をもつ者はほとんどなく、財産犯、交通犯罪、薬物犯罪である。犯罪歴の数は驚くほどのものではない。

犯罪の単一方向傾向では、一般にいわれているほどの単一方向傾向はなく、多種類の犯罪歴が示されている。ペドフィリアと判定される者は、全体の五％程度である。また、性犯罪の前歴をもつ者は八％である。この者は犯罪性の大きい者である。

処分の面では、全部で六八二人の届出された児童に対する性犯罪者のうち、五〇八人が検挙され、二〇一人が起訴され、一七九人が有罪の判決を受けている。刑罰は拘禁が六〇％である。精神鑑定は父親と未知の成人で約三〇％の事件で実施されているが、数は多くない。精神鑑定を受けた者の多数は異常であるとされている。この比率は父親と未知の成人で大きい。

II　犯罪へのおそれ Rapport 1991: 2, Rädslan för brott (red. av Gunilla Wiklund)

本資料は一九九〇年の春犯罪防止委員会の広報部が主催した標題についてのコンファレンスの報告書である。この内容については別に紹介しているので[4]、ここでは報告者と報告の標題のみを記しておく。

Laila Freivalds（司法大臣）「序論」

Eva Tiby「女性と恐怖？」

Joachim Vogel「不穏――福祉問題のひとつ」

Jan-Erik Nordlund「ニュースの評価とテレビ暴力」

Arne Öhman「犯罪と恐怖――恐怖の心理学」

Lennart Sjöberg「我々の危険経験に影響するもの」

Jerzy Sarnecki「物に対する恐怖――私の子供は薬物乱用者になるか？」

Dan Olweus「いじめられる恐怖――いじめられることからの救い」

III　社会的問題、犯罪及び平穏 Rapport 1991: 5, Sociala problem, brott och trygghet (av Per-Olof H. Wikström)

本資料は、ストックホルム市郊外における居住者の面接調査の結果である。ストックホルム・プロジェクト[5]の一部をなしている。

調査は犯罪防止委員会の委託に基づいて統計中央局が実施した[6]。対象地域はストックホルム周辺の八個の地域[7]であり、調査対象者は二〇歳から八九歳までの住民五三五人である。回答率の状況から社会的周辺層が代表されていないとされる。

八個の地域は、居住形態（建物の種類、占有権の種類）、人口構成（家族のタイプ、社会経済的地位、問題所帯）の相違を代表するものが選択され、下記の三群にわけられた。

一、社会問題の水準の高い高層住宅地域
二、社会問題の水準の低い高層住宅地域
三、小家屋の多い住宅地、高級住宅地

この調査の目的は、上記八個の地域のタイプの相違と下記の三点での相違の関連をみるところにおかれている。

一、様々な社会的問題の発生
二、犯罪の発生
三、自分の居住場所の平穏

既に著者の過去の研究で、犯罪者、被害者、ローカルな犯罪（行為者の居住する近隣での犯罪）及び私的（家族内など）な犯罪は同一の居住地域で多発しており、その地域の特徴は公営の高層住宅地である。

居住形態からみると、公営高層住宅には子持ちの家族が多く、単身者は小家屋地域に多い。公営、私営の賃貸住宅では居住者の階級的地位に差はない。外国人は公営の高層住宅に多い。また社会サービスの対象者は公営高層住宅に多い。公営高層住宅には社会的優先順位が定められているが、住宅の不足から優先順位があっても公営高層住宅から締め出されている家族があるとされる。犯罪経歴をもつ者がどの程度社会的優先順位によって入居しているかは不明である。

居住の安定性と地域としての統合性とからみると、小家屋居住者の多い地域が公営の高層住宅地域より優っている。公営の高層住宅地域には社会経済的弱者が、小住宅地域には社会経済的に豊かな層が居住している。

社会的問題に対する居住者のとらえ方に居住地がどのように影響しているか、著者は一一の問題を提示してその相違を見ている。地域の清潔度、破壊度、少年ギャングの喧嘩、うるさい児童、酩酊者、罵り合う人々、うるさい隣人、密売等の街角、脅される児童、及び、脅される女性の有無である。

その回答を、回答者の社会的分類（性別、年齢、社会経済的地位、社会サービスとの接触、移住者）及び調査対象地域（八箇所）と関連させ、重回帰分析を行っている。その結果、社会的分類は居住地域の相違によってほとんど解消され、性別と年齢と一部移住者のみが残ったにすぎなかった。居住地域が社会問題のとらえ方に大きい影響を与えていることが明らかになったとされる。その相違は、公営高層住宅地域とその他の地域で顕著であった。

次に窃盗及び人身犯の被害について比較がなされている。公営の高層住宅の居住者は明らかにその他の地域の居住者より窃盗及び器物損壊の被害を多く受けている。社会問題のとらえ方の場合と同様に居住者の社会的分類とクロスさせて重回帰分析した結果では、窃盗で女性（性別）、窃盗と器物損壊で少年（年齢）、重大な人身犯で外国人（移住者）が有意に多く被害を受ける傾向が認められ、この傾向は居住者の相違を考慮にいれても解消されなかった。

居住地域の夜間の平穏に関しては、公営の高層住宅地域が他

の地域よりも安全でないと感じられている。特定個人に対する恐怖については、地域間の相違はさほど大きくない。居住者の社会的分類による相違は、夜間の平穏について女性、外国人に認められ、特定個人への恐怖について女性、少年、外国人について認められたが、夜間の平穏についての外国人の場合を除いて、居住地域の相違によって解消されなかった。

Ⅳ　犯罪の趨勢（一九九〇年）Rapport 1991: 6, Brottsutvecklingen 1990 (red. av Jan Ahlberg)

本資料は、一九九〇年の犯罪の趨勢をまとめたものである。昨年度より従来載せられていた個別論文が載せられなくなって、趨勢のみの報告となっている。報告のスタイルは従来と変わらない。概観（Lars Dolmén）、人身犯（Per-Olof H. Wikström）、性犯罪（Monica Olsson）、強盗（Per-Olof H. Wikström）、侵入盗（Jan Ahlberg）、自動車盗（Jan Ahlberg）、詐欺（Jan Ahlberg）、器物損壊（Monika Olsson）、薬物犯罪（Artur Solarz）、飲酒運転犯罪（Artur Solarz）、司法処理の流れ（Lars Dolmén）の順序で記述されている。冒頭に犯罪の趨勢を支配する要因（Per-Olof H. Wikström）が付されている。

警察に認知された犯罪の総件数は一九八五年に一〇〇万件を越えて以来微増を続けている。一九八九年には刑法犯が一〇〇万件を突破した。罪種別の構成比に大きい変化はない。僅かに薬物犯罪の減少と盗犯の増加の傾向が窺われるが、その程度は僅かである。地域変動では各州とも概ね増加の傾向にあるが、一部の州で犯罪が大幅に増加したことが認められる。その原因は詐欺の増加であったとされている。[8]

人身犯は四〇、六九〇件で前年比二・五％の増加である。死亡事件[9]が別記され、一二一件ある。傷害事件のうち家屋内の事件が五〇％余である。家族間の傷害事件が五分の一と推定されている。人身犯は一九五〇年以来増加を続けており、その主要な原因は加害者、被害者双方にアルコールがからんでいるが、反面酩酊から人身犯に至るのは極めて少ない。アルコールの消費量だけで増加を説明できない。

性犯罪は五、二四六件で前年比六％の増加である。sexuellt ofredande[10] から露出行為が独立して構成比が図示されている。露出行為は全体に減少し、強姦の比率が増加（数は減少）しているようである。児童に対する性犯罪は大部分 sexuellt ofredande に属する。個別の性犯罪の傾向は児童に対するものの増加が目だっている。[11]

性犯罪被害者の届出傾向に関連して、報告は、一九六〇年代以降の性に対する態度と性犯罪立法の変遷について述べている。女性運動との関わりで、例えば強姦の定義が拡大されたことが述べられている。家屋内強姦の増加を示す図がある。[12]

強盗は五、九六七件で前年比一五％の増加である。銀行強盗

とタクシー強盗の増加が著しい。数が多いのはその他の強盗と商店強盗で、対人強盗はその他の強盗の中に含められている。

侵入盗は一五四、〇三〇件で、前年比一二％の増加である。一九八八年に一時減少したが、一九八九年より再び増加に転じている。記述は、地下室等、住宅、公的施設[13]、半公的施設[14]、及び、その他の場所への侵入盗に分けて、そのそれぞれについて、年次変化、暗数、行為者の特徴などが詳細に記述されている。それぞれの侵入盗の構成比はほぼ同様である。

自動車窃盗は七五、五一二件、内既遂が約五一、〇〇〇件、未遂が約二四、〇〇〇件で、前年比既遂が七％、未遂が一五％のそれぞれ増加である。一九八〇年代に急激に増加した犯罪であり、その原因を著者は、自動車窃盗の動機をもつ者の増加に帰し、その理由を発覚率の減少、重大さの減少、仮釈放条件の短縮、一般的な犯罪増勢の影響、伝染的な広がりに求めている。

詐欺は一〇六、六九九件で、前年比一六％の増加である。ここには賍物罪も含まれる。小切手詐欺、無銭飲食等、カード詐欺、賍物、保険金詐欺、個人口座詐欺、及び、その他の詐欺に分けて記述がなされている。

器物損壊は九六、九六三件で、前年比四％の増加である。対自動車、弄火[15]、データ破壊、対国・公共団体、その他、不法通行に分けられる。大都市を含む州での増加がより激しい。この傾向は、大都市を含む州で特に著しい。暗数は、国・公共団体に対するもので最大だとされる。届出傾向、行為者、原因について述べられている。

薬物犯罪は二六、五一七件で、前年比二一％の減少である。統計は、警察の取締活動の反映で、実体を示すものでなく、年ごとの変動も大きい。刑罰は重いが、単なる自己使用の場合は罰金である。重大な薬物犯罪は減少しているとされる。一五～二四歳の青少年の比率は二七％、女性の比率は一四％である。矯正保護施設内での薬物乱用者の比率は二四・二％、アルコール乱用者の比率は二二・八％、混合乱用者の比率は一四・六％

第2図　交通取締，交通犯罪，交通事故の際のアルコール血中濃度の平均

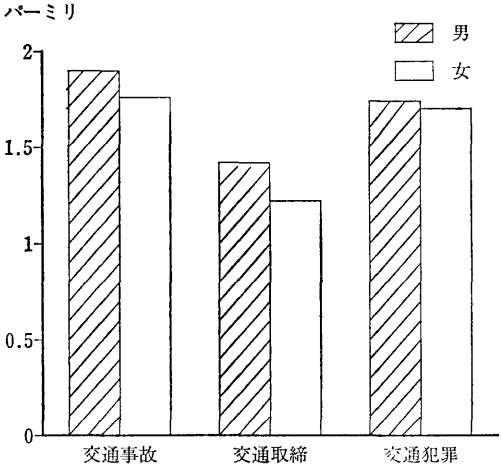

Rapport 1991：6, p. 113, Fig. 55.

である。薬物担当警察官の数は増強されている。

飲酒運転犯罪は二五、五〇八件で、前年比二・五％の減少である。飲酒運転に関する法規定の改正経過が述べられ、一九九〇年の法改正で血中アルコール濃度の要件が〇・五パーミリから〇・二に引き下げられ、免許の取消しの条件が厳しくなり、酒気帯運転の用語が消え、酩酊運転と重大な酩酊運転の二類型になった。[16] 行為者中女性の比率が年々増加している。また、青年層の比率が最大である。二七・五％は拘禁に付されている。

交通事故との関係ではアルコールと関係のあったものは五％で大部分の交通事故は無関係である。事故者の年齢は、二〇歳から四四歳までが山になっている。飲酒運転による交通事故者の場合のアルコール血中濃度の分布が示されている。二パーミリに近い濃度が示されている（第二図）。

司法処理の流れは事件の解決から始まる。上記の各犯罪ごとの解決率は第二表に示される通りである。被疑者の一七％は女性であり、二〇％は外国人である。この比率は一九八〇年代と比較して増加の傾向にある。人口比ではスウェーデン人の四倍になっている。年齢分布は第三表の通りである。少年の比率はほぼ一定しており、一五～一九歳の者が全体の三分の一強である。窃盗犯が最も多い。三〇歳以上では人身犯、性犯罪が大部分を占める。犯罪関与数は、一が六一％、五一以上が〇・四％、この後者が全犯罪の一三・七％に関与している。

処分を受けた者は約一六七、〇〇〇人であり、略式命令[17]が四

第2表　届出事件（1990）と解決率（1990，1980）

犯罪類型	届出事件 (1990)	解決率(%) (1990)	解決率(%) (1980)
謀殺・故殺 傷害致死	603	67	76
傷　害	40,690	50	63
強　姦	1,410	39	52
自動車盗	75,712	12	27
自転車盗	106,672	2	2
住居侵入			
(住宅)	22,446	8	13
(地下室等)	22,911	4	8
車上狙	157,626	5	7
強　盗	5,967	19	29
詐　欺	106,699	59	59
器物損壊	96,963	17	24
酩酊運転	25,508	81	89
薬物犯罪	26,517	91	90
刑法犯総数	1,076,289	23	28
全犯罪	1,218,820	30	38

Rapport 1991：6, p.119, Tab. 13.

第3表　被疑者の年齢別と人口比（千人当り）

年　齢	被疑者の数	人口比
15-19	19,469	34.6
20-24	18,601	31.0
25-29	15,196	24.7
30-34	12,069	20.9
35-39	9,982	17.1
40-44	8,452	12.9
45-49	6,386	10.4
50-54	3,798	8.1
55-59	2,422	5.8
60-	4,470	2.3
合　計	100,845	14.2

Rapport 1991：6, p.121, Tab.14.

第4表　受刑者の罪名別
（1990.10.01現在）

罪　名	人　員	%
謀殺・故殺	122	3
重傷害	183	4
強　姦	145	3
他の対人犯罪	522	12
重窃盗	337	7
強　盗	280	6
他の財産犯罪	748	17
薬物犯罪	657	15
酩酊運転	474	11
重い密輸犯罪	97	2
租税犯罪	25	<1
その他の犯罪	873	20
総　数	4,463	100

Rapport 1991：6, p.130, Tab 17.

八％、起訴放棄が一〇％、判決を受けた者が四二％である。判決のうち罰金が四四％、拘禁が二二％、条件付判決が一八％、保護観察が一〇％である。[18] また、一九九〇年一〇月一日現在の受刑者数は四、四六三人である（第四表）。

V　ストックホルム州における一二条保護の追跡 Uppföljning av § 12-vården i Stockholms län, Del 1-3 (av Jerzy Sarnecki)

本報告書は左記の三部からなっている。

(1) Delrapport 1, 1990（第一部）

(2) Delrapport 2, "Ungdomarna på institutionerna," 1991（第二部、施設の少年たち）

(3) Delrapport 3, "6-månadersuppföljning," 1991（第三部、六カ月後の追跡）

サルネッキの調査は、

一、一二条ホームへの収容を求めてくる少年の数と問題を記述し、

二、どの程度までランヅティングが保護を提供したかを調査し、

三、一二条ホームの保護を用意されなかった少年を描き出し、

四、一二条ホームの保護の対象となった少年の問題を記述し、

五、一二条ホーム収容中及びその後の処遇活動を追跡し、

六、一二条ホーム収容と結合して作成された保護計画の実現にどの程度社会が成功したかを調査し、

七、一二条ホームの保護を得られた者と得られなかった者の発達を二五歳まで追跡することを目的としている。

そしてそのために下記の三種類のアンケート調査が実施された。

一、一二条ホームへの収容申請の度ごとに社会サービス職員が回答するもの。

二、少年が一二条ホームへ収容された時ごとにその少年について作成されるもの。

三、調査対象施設に収容された少年について、施設及び社会サービス機関が回答するもの。

この調査の対象になった一二条ホームは五箇所で、いずれもストックホルム州の少年を受け入れているストックホルム州所

属の施設である。これら五施設の名称はベルビィ、ハマルゴルデン、レヴスタ、フロサルブー、五＝群である。[19]

サルネッキの調査には以上の他にドレフヴィーケンが含まれているが、これは各社会サービスからの申請に対する緊急の数日間の一時保護所であり、原則的には使用されない養護施設である。

まず、報告書の第一部の内容を紹介する。

一九九〇年一月一日から同年九月三〇日までの間に申請のあった七〇五件の処理結果が示されているが、収容が承認されたもの二九％、待機させられたもの三一％、承認されなかったもの三四％となっている。男子が申請全体の一五％で、女子より男子の方が申請の承認獲得が容易である。申請件数二六四のうち外国籍の背景をもつ者は九四人である。

この調査は著者によれば予備的なもので、本調査が必要とされるが、犯罪・乱用を含む重い障害をもった少年向けの施設定員が不足していることが結論として主張されている。調査に基づく提案がなされているが、何よりも収容定員の大幅な増加が必要だとされる。

報告書の第二部は前述の二番目のアンケートへの回答を中心に一九九〇年一年間ストックホルム州内の上記六施設に収容を継続中の少年一五二人のデータに基づいている。

調査対象少年一五二人の施設別内訳は第五表の通りである。この中から逃走、措置解除などの理由で調査が中断されたものが三四人出ている。

この一五二人の年齢は一二歳以上二〇歳以下で、平均年齢は一七歳、フロサルブーの年長施設では一九歳であり、年少施設のレヴスタの平均年齢は一五歳である。また女子は二五人で一九％である。

第5表　施設ごとの少年の数

施設名	人数	％
ベルビィ	33	22
5-群	10	7
ハマルゴルデン	40	26
レヴスタ	16	11
フロサルブー	5	3
ドレフヴィーケン	48	31

Delrapport 2, p4.

送致の時に生活していた場所は半数が自分の家庭で、あとは様々な施設から現在の施設に移送されて来ている。

第六表は送致事由の具体的内容をみたものである。すべての項目が重複記載になっている。これによると収容者の四七％は粗暴犯罪（傷害、暴行、脅迫、強盗）で収容されている。これを含めて犯罪を事由とする者が七二％になる。収容事由に犯罪か薬物乱用かを含まない少年は一二％にすぎない。一二条ホー

第6表　送致事由

事　由	％
窃盗・軽窃盗	53
器物損壊	17
脅　迫	22
暴行・傷害	42
強　盗	15
その他の犯罪	12
家出・浮浪	31
アルコール乱用	23
薬物乱用	32
家庭内問題	5
家庭内暴力	35
（以下編略）	

Delrapport 2, p.13.

ムに関しては九％であり、男子では五％となる。犯罪が収容事由の主要部分を占めている。この傾向は養護施設であるドレフヴィーケンの場合でも同様である。送致事由には男女差が認められ、男子の場合には犯罪が主であるが、女子の場合は家出・浮浪（女子の六一％はこの事由）が主で、第二位はアルコールである。

第7表　少年の申告による犯罪の数（％）

犯罪の数	0	1	2	3-5	6-10	11-50	51-	合計
小窃盗・軽窃盗	33	16	3	9	9	14	16	100
侵入盗（倉庫等）	71	7	4	10	4	2	2	100
侵入盗（商店等）	55	12	8	9	5	9	2	100
車上狙	52	12	6	12	9	8	3	100
強　盗	85	7	0	4	1	3	0	100
暴　行	47	22	9	10	3	8	1	100
傷　害	60	21	6	5	5	4	0	100
器物損壊	61	14	7	6	4	8	0	100
違法運転	82	9	0	4	0	3	1	100

N＝104. Delrapport 2, p.15, Tab.1.
（原注、少年の9％は犯罪をしていないと申告。）

更に、自己申告により少年の犯罪を調査した結果が表にまとめられている（第七表）。これから一二条ホームの対象者の犯罪性の大きさが明確になる。しかし、特定の犯罪への専門化の傾向はなく、それぞれの少年が多様な犯罪を行っていることが示されている。アルコールの乱用を収容事由に含む者は三四人、二三％、薬物乱用を収容事由とする者は四七人、三二％になっている。しかし、経験者は多いものの中毒者はいない。

健康状態は概ね良好である。少年の八一％は良好とされている。しかし、情緒障害のある者の比率は二八％でやや高い。また一四人（一〇％）は過去に性的暴力の被害者になっている。この一四人のうち一〇人は女子である。その比率は三二％になる。売春をしていた者はいないが、性的問題が明らかに認められる。知能はほぼ普通域にある。

学校内問題を収容事由に含む者は二五％である。しかし、それを唯一の事由とする者は一人もいない。ある科目で成績の悪い者は他の科目でも成績が悪く、全体として学校不適応に陥っている。収容時の学校との関わりは、四七％が通常のクラスに在籍（但し、その三八％は特殊学級）、一一％が学校ホーム、二一％が勤労少年、一五％が卒業後無為の生活、となっている。校内問題のなかった者は一四％だけである。校内問題の内容は第八表の通りである。

国籍の関係では父母ともにスウェーデン人の者は四六％、父母ともに外国人の者は三九％、父親が外国人の者一一％、母親

が外国人の者四％となっている。

収容少年の生活歴から成長期の両親との関係をみると、その間両親とともに生活していたのは二六％で、四分の三は少なくとも実父母のどちらかを欠いた幼・少年期を送っている。これは少年の非行原因としての家庭崩壊の仮説を支持するものである。少年の一〇％は父親と、五％は母親とそれぞれ死別している。生育期に実母とともに生活していた者は五九％、父親とともに生活していた者は二九％である。また、収容少年の三分の一は母親に社会的・精神的問題があり、二分の一は父親に社会的・精神的問題がある。両親双方に社会的・精神的問題のある者は六〇％に達する。そして、六三％の者は両親との肯定的な関係を保っていない。しつけの面では「甘い母親と権威的な父親」というのが収容少年一般の印象である。両親のしつけの方法については第九表に示される。これと日本の統計とを比較することは用語の相違から困難である。ただ、不明（調査不能）を除いて比率を計算すると、放任が日本に多く、気まぐれがスウェーデンに多いということになる。少年の行動への規制能力のある父親は三四％、母親は四五％である。両親の大部分は少年の問題を理解していないと考えられる。

収容少年の価値観は意外に社会的で、犯罪的な価値観をもっている者は三七％であった。

少年の予後に関しては、少年のもっている「関係障害」、「若年の者の環境の障害」及び「少年の逸脱行動」が決定的であり、この処理の成否によって予後は決るとされている。そして、「関係障害」では父母との関係に、「環境」では不良交友に、そして、「逸脱行動」では一般的な犯罪性に処遇のターゲットをおくべきであるとされる。将来の予測がポジティブと判断される者は四二％、ネガティブと判断される者は一三％、そして将来が疑問視されるのが四五％である。約六割は将来を危ぶまれている。予測が他の者よりよいと判断される者は下記の条件を

第8表　学校内の問題

問題	実数	％
登校拒否	72	68
騒がしい	39	36
粗暴	11	10
いじめ(加害)	9	8
いじめ(被害)	17	16
読み書きの障害	16	15
その他	31	29

Delrapport 2, p.23.

第9表　両親のしつけの主要な方法（％）

しつけ	母親	父親
権威的	7	16
民主的	7	6
マイルド	25	8
放任的	22	9
きまぐれ	18	11
調査不充分	21	50
合　計	100	100

Delrapport 2, p.35.

備えているとされる。この条件は女子でも男子でも同じである。

一、価値観が遵法的

二、情緒障害の不存在

三、家族が離散していない

四、収容歴の数

五、母親の行動規制能力

著者は結語の中で、調査対象には負因の極端に大きい小グループが含まれているという。また、女子は多くの点で調査された男子とは異なっている。女子は任意措置で収容されることが多く、女子の措置決定の事由の中には犯罪が目だって少ない。その反面、逃走（家出）及び浮浪が女子では一般的である。しかし、売春で措置決定された女子は一人もいないし、調査結果から女子が売春をしていたということは裏付けられていない。

男子と異なった女子の一般的なもうひとつの収容原因はアルコールの乱用、不適当な環境、及び自殺未遂である。反面、女子は男子ほど強い精神的な問題を示していない。

この調査で説明されている結果から女子は男子よりも不適応が強く、アルコールを乱用している両親、特に母親をもっていることが示される。女子は男子よりも自分の両親と強い葛藤を経験している。

更に、女子の学校内の問題は男子よりも強く登校拒否として表れる。反面、女子の知能、学力には何らの欠陥も認められない。これらの変数からみて、女子は男子よりも問題解決力が優れていると判断される。

次ぎに、外国籍を背景とする少年は平均して年少である。この群ではスウェーデン人に比べて男子が多い。これらの男子は犯罪性が大きく、特に強盗の割合が大きい。反面、これらの少年が不適当な環境を事由に措置決定されるのは稀である。

これらの家庭の問題は、スウェーデン人の場合に比べて、父親が少年にかまけることがなく、少年の状況を改善する資源とならない点にあると考えられる。また、外国人の少年はスウェーデン人よりも大きい学校内の困難を抱えている。学力も劣っている。

第三部では、収容少年の退院後六ヵ月目の予後が調査されている。六七％が再犯している。

〔「概観」は拙著「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（一九八一年～一九八七年）、慶應通信、平成元年」を指し、「概観（年度）」は、その後に法学研究に掲載した同名の資料を指す。〕

(1) ここに掲げたものの他筆者のもとに届いていないが、左記の報告書が発表されている。

Skola, livsstil och brott, Rapport 1991: 3, (av Lars Dolmén & Peter Lindström)

GRUT-Projektet i Visby, Vård av missbrukare— en utvärdering—, Rapport 1991: 4, (av Jan Ahlberg)

(2) 最近におけるこの種事件の増加は著しいものがある。(Rapport 1991: 6, p. 39 ff.)

(3) 「概観（一九八八）」、法学研究六四巻三号七二頁以下。

（4） 被害者学研究第二号に掲載の予定。［補注1］

（5） 「概観」、一六四頁以下参照。関連する報告書は左記の通り。
Brott och åtgärder mot brott i stadsmiljön (Rapport 1990: 5)
Crime and Measures against Crime in the City (Report 1990: 5), Brott och stadsmiljö (Rapport 1987: 3) 等。

（6） アンケートの全文は、Rapport 1990: 5, pp. 209–232. に載せられている。「概観」（一九九〇年）」、法学研究六五巻七号八五頁参照。

（7） 八地域の個別比較の紹介は省略する。

（8） Rapport 1991:6, pp. 21 ff.

（9） 謀殺、故殺の既遂及び傷害致死をいう。

（10） この訳語は猥褻行為とした方がよいように思われる。（犯罪心理学研究一八巻一二号五四頁参照）。

（11） Rapport 1991: 6, p. 35, Tab. 4, p. 40, Fig. 9 cf.

（12） Ibid., p. 38, Fig. 8.

（13） 映画館、劇場等。

（14） 事務所、工場、倉庫等。

（15） 人命に無関係で物損の被害額が一万クローネ以下であるものが器物損壊とされる（Rapport 1991: 6, p. 86 cf.）。なお、火事の分類基準が Ibid., p. 90, Tab. 18 に示されている。

（16） NTfK Vol 78, Nr. 1, p. 55 cf.

（17） 交通事件が三分の二を占める。（Rapport 1991: 6, p. 124.）

（18） Rapport 1991: 6, p. 127, Fig. 59.

（19） Omsrogsnämnden, Nu! Under Samma tak 'särskilda ungdomshemmen', Stockholms län landsting, 1991, cf.（本資料は、レヴスタ見学の折りにクラェソン所長より恵贈されたものである。）なお、「概観」一四二頁以下参照。［補注2］

☆Brå Apropå（一九九一年）内容一覧［本年は四号まで］

Nr. 1-2.

Jan Ahlberg, Brottsstatistik kan inte jamföras.

Berl Kutchinsky, Häxjakt i Cleveland.

Monica Olsson, Sociala strategier som alternativ till fängelse.

Ivar Frønes, "Det säregna med det moderna samhället är inte att det skapar så mycket omoral utan att det kräver så mycket moral"

Kjell E. Johanson, Brottsförebyggande arbete i Stockholm.

Jerzy Sarnecki, Om farliga drömmar.

Henrik Tham, Underkänt, våldskommissionen!

Nr. 3.

Artur Solarz, Om statistik i riksdagsmotioner.

Christian Lacotte, Windhoek——Fängelset i Namibia.

Jun Ayukawa, Låg brottslighet i Japan.

Christian Lacotte, Försäkringsbolagen gör det för lätt att stjäla en motorcykel.

Malin Åkerström, Fördomar eller fakta.

Christian Lacotte, Prostitution i Helsingfors.

Nr. 4.

Christian Lacotte, "We are talking bucks——Big bucks".

Ckristian Lacotte, Avrättning som affärsidé.

Christian Lacotte, "Vi har inget narkotikaproblem!"

Hans Nelen, Metadon med buss.

Ebon Kram svarar Malin Åkerström: "Vi känner inte igen oss".

Claudio Tamburrini, Brott och straff?

Jerzy Sarnecki, Lokal brottsförebyggande verksamhet.

☆北欧犯罪学雑誌七八巻（一九九一年）NTfK 78 arg. 1991.

Nr. 1.

Slettan, Svein & Øie, Toril M.: Norsk rettspraksis 1986-1989（ノルウェイ司法実務 1986-1989）

Kyvsgaard, Britta: Fald i børne- og ungdomskriminaliteten（児童及び少年の犯罪の減少）

Dansk kronik（デンマーク・クロニクル）

Krönika från Europarådet（EUクロニクル）

Svensk krönika（スウェーデン・クロニクル）

Nr. 2.

Järvinen, Margaretha: Könsperspektiv på prostitution（売春に対する性の観点）

Lindegaard, Per: Danske domme af almindelig intresse 1987-1990（公共の利害にかかるデンマークの裁判例 1987-1990）

Sørensen, Kirsten: Elektronisk overvågning i Marin Amt, Californien（カリフォルニアのマリン・アムトにおける電子監視）

Nr. 3.

Hauge, Ragnar: Alkohol og voldskriminalitet（アルコールと人身犯）

Christian, W. Frees: Selvmord i danske fængelser（デンマークの矯正施設における自殺）

Nergård, Trude Britta: De norske konfliktrådene（ノルウェイの紛争処理委員会）

Mörland, Liv: »Ja« till et handlingskraftig konfliktråd（有能な紛争処理委員会に「YES」）

Christie, Nils: Etterlyses, Selvbevisste konfliktråd（お尋ね者＝一人よがりの紛争処理委員会）

Gabrielsen, Gorm: Talmagi eller åben diskussion（言葉の魔術か公開討議か）

Skov-Madsen, J. O.: Strafferetlige incestforbud（刑法上の近親相姦禁止）

Nr. 4.

Engbo, Hans Jørgen: Demokratiske og etiske fordringer til fængslernes magtudøvelse（矯正施設の権力行使の民主的及び倫理的要請）

Porporino, Frank J. et al: Kognitiv oplæring i canadiske fængsler（カナダの矯正施設における認知的教育）

Kaae, Verner: Danske normer vedrørende teknisk forebyggelse af kriminalitet（犯罪の技術的な予防に関するデンマークの規範）

Ahlberg, Jan: Pajkastning eller informerad debatt（ペイ投げか情報を与えられた討議か）

☆スウェーデン法曹雑誌七六巻（一九九一年）SvJT arg 76, 1991.

1. Löfmarck, Madeleine: Svensk rättspraxis; Straffrätt 1984-1990（スウェーデン法律実務 刑法 1984-1990）
2. Vängby, Statten: Avbrytande av behandling och brottsbalken（治療の中断と刑法）
3. Regner, Göran: En utdragen grundlagshistoria（憲法史抜粋）
4. Belfrage, Henrik: Medför dom till psykiatrisk vård kortare frihetsberövande än fängelsestraff?（精神医学的保護は拘禁よ

り短い自由剝奪をもたらすか？）

5. Lithner, Klas: Nordlöf, K., Straffprocessuella tvångsmedel Gripande och häktning（書評「刑事訴訟法上の強制処分――逮捕と拘置――」）

6. Svendenius, Marie: Ersättning till offer för sexualbrott ――En översikt av brottsskadenämndens praxis（性犯罪の被害者への補償――犯罪被害補償委員会の実務の概観――）

7. Lindblad, Frank: Sexualbrott och rättssäkerhet――En replik（性犯罪と法的安定性――反論――）

補注(1)　被害者学研究が未発刊なので、簡単に内容をまとめておくと、全体として、マスメディアの役割の大きさ、犯罪予防の主眼は家庭に置くべきこと、被害は男性、恐怖は女性に多いこと、薬物乱用少年の不幸な後半生、いじめの加害者の特徴としての「乏しい愛情と勝手気ままし」、いじめ問題解決上非専門家である教師と両親の役割の重要性、などが指摘されている。

補注(2)　この紹介を含む十二条ホームの現況については、NCCDニュース63号の拙稿を参照。